

第 1 部

児童福祉法と事業者指定

児童福祉法の概要

1 児童福祉法の改正内容

知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設として障がい種別等に分かれていた障害児施設について、入所による支援は「障害児入所支援」に、通所による支援は「障害児通所支援」にそれぞれ一元化されました。

2 指定事業者が遵守すべき基準

障害児通所支援等の指定基準は、県で定める条例及び条例施行規則で定められています。

[基準省令名]

- ・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）
- ・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 6 号）

[条例名]

- ・山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年 12 月県条例第 79 号）
- ・山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年 12 月県条例第 80 号）

[規則名]

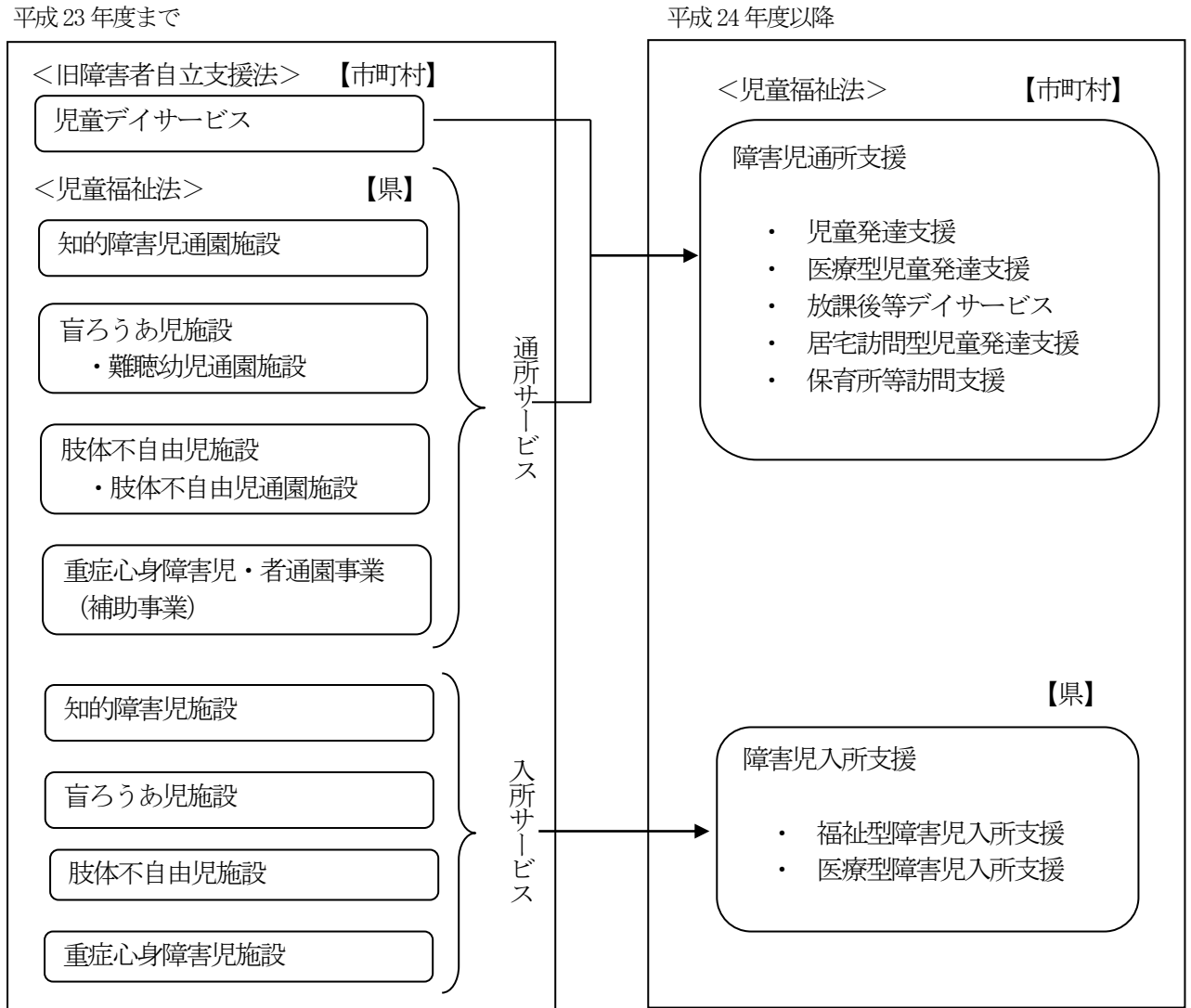
- ・山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成 25 年 3 月県規則第 15 号）
- ・山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成 25 年 3 月県規則第 16 号）

※条例については以下「山形県条例」といい、規則については以下「山形県規則」という。

2 サービスの仕組み

「障害児通所支援」は市町村が実施主体となり、「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」、学齢期における支援の充実を図るために創設された「放課後等デイサービス」及び保育所等を訪問し、専門的な支援を行うための「保育所等訪問支援」が提供されます。

一方、「障害児入所支援」は県が実施主体となり、「福祉型障害児入所施設」と「医療型障害児入所施設」において、目的に応じた支援が行われます。



(1) 障害児通所支援

- ・児童発達支援：未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練を行います。
- ・医療型児童発達支援：未就学の障害児に児童発達支援及び治療を行います。
- ・放課後等デイサービス：就学中の障害児に，授業の終了後又は夏休み等の休業日に，生活能力の向上のために必要な訓練，社会との交流の促進等を行います。
- ・保育所等訪問支援：保育所等を訪問し，集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

(2) 障害児入所支援

- ・福祉型障害児入所施設：児童の保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の付与を行います。
- ・医療型障害児入所施設：児童の保護、日常生活の指導、独立生活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

	サービス名	内 容
障害児通所支援	児童発達支援	障害児につき、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能に障害がある児童につき、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学している障害児のうち、授業の終了後又は休業日に、児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	障害児につき、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障害児につき、その施設を訪問し、その施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	保護、日常生活の指導及び知識技能の習得のための支援を行います。
	医療型障害児入所施設	保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援及び治療を行います。

事業者指定の仕組み

1 事業者指定の仕組み

障害児通所支援又は障害児入所支援を提供しようとする者は、サービス提供の種類及び事業所ごと（障害児入所施設の場合は、施設ごと）に知事の指定を受ける必要があります。

なお、次のような場合は、指定ができません。

- ① 申請者が法人でないとき。
- ② 事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、山形県条例及び山形県規則で定める基準を満たしていないとき。
- ③ 申請者が、山形県条例及び山形県規則で定める設備及び運営等に関する基準に従って適正な運営ができないと認められるとき。
- ④ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ⑤ 申請者が、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ⑥ 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ⑦ 指定障害福祉サービス事業者等の指定を取り消されてから5年を経過しない者であるとき 等。

事業者指定について

1 指定障害児通所支援事業者

(1) 指定の申請

指定障害児通所支援事業者として知事の指定を受けるためには、一定の要件を満たしていることが必要であり、また、指定を受けて障害児通所支援を提供する場合には、一定の基準に従う必要があります。

それぞれのサービスごとの基準を簡単に整理すると次のとおりになります。

サービスの種類	法人格の必要性	人員基準	設備・運営基準
児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	法人格が必要 ※医療型児童発達支援は病院	山形県条例及び山形県規則で定める員数の従事者を配置すること	山形県条例及び山形県規則で定める設備・運営の基準を満たすこと

さらに、指定障害児通所支援事業者等は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように努めなければなりません。

具体的には次のとおりです。

- ① 市町村、教育機関等との緊密な連携を図りつつ、障害児通所支援を障害児の意向、適性、障がいの特性等に応じ、効果的に行うよう努めなければならない。
- ② 障害児通所支援の質の評価を行うことにより、質の向上に努めなければならない。
- ③ 障害児の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害児のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(2) 指定変更の申請

事業者（特定障害児通所支援（児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所）に係るものに限る。）は、通所支援の量（利用定員）を増加しようとするときは、指定の変更を受けることができます。

(3) 変更の届出等

事業者は、事業に関する変更等が生じた場合、又は当該事業を廃止し、又は休止するときは、当該廃止（休止）の1か月前に、事業を再開したときは、再開後10日以内に知事への届出が必要になります。

区分	届出該当事由
児童発達支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の名称及び所在地 の変更 ・ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名の変更 ・ 申請者の登記事項証明書又は条例等 の変更 (当該指定に係る事業に関するものに限る。) ・ 事業所の平面図 の変更 ・ 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 の変更 ・ 運営規程 の変更 ・ 障害児通所給付費の請求に関する事項 の変更
医療型児童発達支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の名称及び所在地 の変更 ・ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名の変更 ・ 申請者の登記事項証明書又は条例等 の変更 (当該指定に係る事業に関するものに限る。) ・ 建物の構造概要及び事業所の平面図 の変更 ・ 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 の変更 ・ 運営規程 の変更

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の請求に関する事項 の変更
放課後等 デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の名称及び所在地 の変更 ・ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名の変更 ・ 申請者の登記事項証明書又は条例等 の変更 (当該指定に係る事業に関するものに限る。) ・ 事業所の平面図 の変更 ・ 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 の変更 ・ 運営規程 の変更
居宅訪問型 児童発達支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の名称及び所在地 の変更 ・ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名の変更 ・ 申請者の登記事項証明書又は条例等 の変更 (当該指定に係る事業に関するものに限る。) ・ 事業所の平面図 の変更 ・ 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 の変更 ・ 運営規程 の変更
保育所等 訪問支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の名称及び所在地 の変更 ・ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名の変更 ・ 申請者の登記事項証明書又は条例等 の変更 (当該指定に係る事業に関するものに限る。) ・ 事業所の平面図 の変更 ・ 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 の変更 ・ 運営規程 の変更 ・ 障害児通所給付費の請求に関する事項 の変更

(4) 指導監督

知事は、指定障害児通所支援事業者の行うサービスが、事業の基準を満たしているかなどについて、人員・設備・運営基準等の規定に従って行われているか否かを確認、必要な指導監督を行います。

知事が改善すべき項目に対し是正するよう勧告しても、事業者がそれを守らないときには、公表することがあります。

(5) 指定の取消し等

知事は、指定障害児通所事業者が以下の事由等に該当する場合には、指定を取り消すことができます。

<p>ア 禁錮刑以上の刑を受けたとき</p> <p>イ 法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものにより罰金刑を受けたとき</p> <p>ウ 労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑を受けたとき</p> <p>エ 従業者の知識若しくは技能又は人員について、山形県条例及び山形県規則で定める基準を満たすことができなくなったとき</p> <p>オ 山形県条例及び山形県規則で定める設備及び運営に関する基準に従って適正な障害児通所支援事業の運営ができなくなったとき</p> <p>カ 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の請求に関し不正があったとき</p> <p>キ 知事の求める報告又は帳簿書類の提出・提示に従わず、又は虚偽の報告をしたとき</p> <p>ク 知事の求める出頭に応じないとき、質問に答弁しないとき、もしくは虚偽の答弁をしたとき、又は検査を拒み、妨げ、忌避したとき</p> <p>ケ 不正な手段により指定障害児通所支援事業者の指定を受けたとき</p> <p>コ 障害児通所支援に関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき 等</p>
--

(6) 指定の更新

事業者は、6年ごとに更新を受ける必要があります。更新しなければ、有効期間の満了日の翌日から効力を失うこととなります。

(7) 公示

知事は、指定障害児通所支援事業者の指定や取消しを行った場合、事業者から廃止の届出があった場合には、その旨を県公報で公示するとともに、市町村等に対して情報の提供を行います。

(8) 事業の開始届

国及び都道府県以外の者が、指定障害児通所支援事業を開始しようとするときは、指定申請とは別に法第34条の3の規定により、事業の開始届を提出する必要があります。

2 指定障害児入所施設

(1) 指定の申請

指定障害児入所施設として知事の指定を受けるためには、一定の要件を満たしていることが必要であり、また、指定を受けて障害児入所支援を提供する場合には、一定の基準に従う必要があります。

それぞれのサービスごとの基準を簡単に整理すると次のとおりになります。

施設の区分	法人格の必要性	人員基準	設備・運営基準
①福祉型障害児入所施設 ②医療型障害児入所施設	法人格が必要 ※医療型障害児入所施設は病院	山形県条例及び山形県規則で定める員数の従事者を配置すること	山形県条例及び山形県規則で定める設備・運営の基準を満たすこと

さらに、施設では、障害者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように努めなければなりません。具体的には、指定障害児通所支援と同様です。

(2) 変更の届出等

施設の設置者は、施設に関する変更等が生じた場合、10日以内に知事への届出が必要になります。

<変更届出の該当事由>

区分	届出該当事由
福祉型 障害児入所施設	<ul style="list-style-type: none">施設の名称及び所在地 の変更設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名の変更設置者の登記事項証明書又は条例等 の変更 (当該指定に係る事業に関するものに限る。)建物の構造概要及び施設の平面図 の変更施設の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 の変更運営規程 の変更障害児入所給付費の請求に関する事項 の変更
医療型 障害児入所施設	<ul style="list-style-type: none">施設の名称及び所在地 の変更設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名の変更設置者の登記事項証明書又は条例等 の変更 (当該指定に係る事業に関するものに限る。)医療法第7条の許可を受けた病院であることを証する書類 の変更建物の構造概要及び施設の平面図 の変更施設の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 の変更運営規程 の変更障害児入所給付費及び障害児入所医療費の請求に関する事項 の変更

(3) 指導監督

知事は、指定障害児入所施設の設置者が行うサービスが、事業の基準を満たしているかなどについて、人員・設備・運営基準等の規定に従って行われているか否かを確認、必要な指導監督を行います。

知事が改善すべき項目に対し是正するよう勧告しても、事業者がそれを守らないときには、公表することがあります。

(4) 指定の取消し等

知事は、指定障害児入所施設の設置者が以下の事由等に該当する場合には、指定を取り消すことができます。

- ア 禁錮刑以上の刑を受けたとき
- イ 法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものにより罰金刑を受けたとき
- ウ 労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑を受けたとき
- エ 従業者の知識若しくは技能又は人員について、山形県条例及び山形県規則で定める基準を満たすことができなくなったとき
- オ 山形県条例及び山形県規則で定める設備及び運営に関する基準に従って適正な障害児入所施設の運営ができなくなったとき
- カ 障害児入所給付費等の請求に関し不正があったとき
- キ 知事の求める報告又は帳簿書類の提出・提示に従わず、又は虚偽の報告をしたとき
- ク 知事の求める出頭に応じないとき、質問に答弁しないとき、もしくは虚偽の答弁をしたとき、又は検査を拒み、妨げ、忌避したとき
- ケ 不正な手段により指定障害児入所施設の指定を受けたとき
- コ 障害児入所支援に関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき 等

市町村は、上記の事由に該当する事業者を把握した場合は、その旨を知事に通知することができます。

(5) 指定の更新

事業者は、6年ごとに更新を受ける必要があります。更新しなければ、有効期間の満了日の翌日から効力を失うことになります。

(6) 公示

知事は、指定障害児入所施設の指定や取消しを行った場合、事業者から指定の辞退の届出があった場合には、その旨を県公報で公示するとともに、市町村等に対して情報の提供を行います。